

配偶者や親族が退職手当を受ける見込みである場合

所得税と個人住民税において、控除対象となる所得の要件が一部異なります。

●所得税の控除対象となる要件

全ての所得額を合計した年間所得見積額が配偶者は95万円以下、配偶者以外の親族は58万円以下(令和7年分以前は48万円以下、令和8年分以降で19歳～22歳の場合は85万円以下)であること。

⇒「年間所得の見積額」欄に入力するのは「退職所得を含んだ」金額です。

●お住まいの市区町村の個人住民税において控除対象となる要件

退職所得を除いた所得額が配偶者は95万円以下、配偶者以外の親族は58万円以下(令和7年分以前は48万円以下、令和8年分以降で19歳～22歳の場合は85万円以下)であること

⇒配偶者または親族が退職手当を受ける見込みである場合

退職所得を計算のうえ、「(退職所得を含んだ)年間所得の見積額」とは別に、「退職所得を除く年間所得見積額」を入力してください。

「退職所得を除いた」年間所得見積額を入力し、申告書を提出すると、お住まいの市区町村へ報告され、翌年度の個人住民税計算の際に反映されます。

配偶者または親族が退職手当を受ける見込みがない場合、または、退職所得を除いた所得額が配偶者は95万円、扶養親族は58万円(令和7年分以前は48万円、令和8年分以降で19歳～22歳の場合は85万円)を超える場合は入力不要です。

個人住民税計算の詳細については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

※配偶者の退職所得を除いた年間所得見積額が95万円超133万円以下である場合に、配偶者特別控除の適用を受けたいときは、住民税申告が必要になります。

○前年に「退職所得あり」として申告された方

退職手当を受ける見込みがない場合、入力画面の「退職所得の有無」欄を「1. 退職所得なし」に変更し、「年間所得見積額」を改めて入力してください。

変更をしないと、前年と同じ金額の退職手当を受ける見込みであるという内容の申告になりますので、ご注意ください。

●収入が退職手当の場合の計算方法

$$\text{〔「一般退職手当等の収入金額」－「退職所得控除額」〕} \times 1/2 = \text{「退職所得の金額」}$$

退職所得の金額は退職手当の区分によって計算方法が異なります。ここでは、「一般退職手当等」について説明しています。

退職所得控除額は退職手当の支払を受ける人の勤続年数に応じて計算されます。

勤続年数※	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数
20年を超える	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。

長期欠勤や休職の期間も勤続年数に含まれます。

○計算した退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額が退職所得の金額となります。

○退職手当の区分や勤続年数によって、退職所得の金額を求める計算方法は異なります。

退職手当の区分には上記で計算式を説明している「一般退職手当等」以外に、役員等以外の者として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「短期退職手当等」や、役員等として勤務した勤続年数が5年以下である場合の「特定役員退職手当等」があり、それぞれ所得金額の計算方法が異なります。

「一般退職手当等」以外の区分がある場合の退職所得の金額の計算方法などについて、詳しくは『国税庁ホームページ』をご確認いただくか、税務署にお問い合わせください。

●退職手当を受ける見込みがある場合の入力方法

(1) 配偶者の場合

必須 退職所得の有無 ?	2.退職所得あり
退職所得を除く所得金額 ?	退職所得の有無欄で「2.退職所得あり」を選択した場合は、退職所得を除いた所得額を計算して入力ください。所得額の詳しくは > 「配偶者や扶養親族が退職手当を受ける見込みである場合」 をご覧ください。 <input type="text"/> 万円

1 「退職所得の有無」欄のプルダウンメニューから「2. 退職所得あり」を選択してください。

2 退職所得の見積額を計算し、「退職所得を除く所得金額」欄に、**「年間所得の見積額」から退職所得を除いた金額**を、万円単位で入力してください（端数は切り上げて入力してください）。

※95万円を超える所得額を入力した場合は、エラーが表示されます。

(2) 扶養親族等の場合

必須 退職所得の有無 ?	2.退職所得あり
退職所得を除く所得金額 ?	退職所得の有無欄で「2.退職所得あり」を選択した場合は、退職所得を除いた所得額を計算して入力ください。所得額の詳しくは > 「配偶者や扶養親族が退職手当を受ける見込みである場合」 をご覧ください。 <input type="text"/> 未選択

1 「退職所得の有無」欄のプルダウンメニューから「2. 退職所得あり」を選択してください。

2 退職所得の見積額を計算し、「退職所得を除く所得金額」欄のプルダウンメニューから**「年間所得の見積額」から「退職所得を除いた所得額」**が該当する区分を選択してください。

- ・ 58万円以下
- ・ 58万円超～85万円以下

※19歳～22歳以外の方が「85万円以下」を選択された場合はエラーが表示されます。

※令和7年分以前は「退職所得を除く所得金額」が48万円以下でないと控除対象とならないため、エラーが表示されます。